

# 確 認 事 項

(新型コロナウイルス感染予防関係)

2020/07/27

## 新型コロナウイルス感染予防に係る確認事項

昨日の夜、宮崎県内の感染者が63名確認されましたが、本日午前10時には新たな感染者4名が追加され、県内での感染者は累計67名になりました。全国的にも感染拡大が続いている状況です。昨晚、感染拡大緊急警報が発表され県の対策方針は、県民の命を守り抜くため、徹底的な封じ込めと集中的な感染予防対策に官民一体となって取り組む（7月26日～8月31日）でした。具体的には、新しい生活様式の実践に基づく感染防止対策と一人ひとりの意識ある行動の要請でした。また、他県との往来に嚴重な注意喚起をし、不要不急の帰省を控えてもらいたいとのことでした。

感染拡大防止のため引き続き万全を期し下記について特に留意し、周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1. 感染流行地域及び感染が拡大している地域への往来について

他県との往来は自粛し、不要不急の帰省を控えてもらい慎重な行動をとるものとします。特に教職員の出張、部活動や旅行などに伴う職員・生徒などの往来については、学校関係者の感染が発生した際の影響を鑑み、当面の間、自粛する方向で検討していく。（延期や行程変更など）

#### 2. 感染流行地域及び感染が拡大している地域に在住の方々との接触について

対象地域在住の方々との接触については、その後の自己の健康管理に十分注意する。また、家族に接触者がいる場合は、家族の毎日の検温などの健康管理に留意すること。

なお、進路相談等での三者面談は直接会っての面談は自粛し、方法を検討。

※発熱や風邪症状などの症状が出た場合は、外出自粛、「帰国者・接触者相談センター」等への相談をし、感染対策の徹底を考えてください。

#### 3. 「本校における夏季休暇中の新しい生活様式」の徹底

毎日の検温（健康管理チェック表記入・行動履歴表の利用）、を確実に実施。

「3密の回避」、熱中症対策を考慮したマスク着用などの感染拡大防止策に努める。

## 本校における夏季休暇中の新しい生活様式

### 1 夏季休暇中の生活での対策

- (1) 検温及び健康管理チェック表を活用した健康管理の実施。  
    《行動履歴表を利用し記録しておく、もしもの場合有効なものとなります。》  
    ※寮での検温では、体温計は基本、各個人のものを使用。(寮生)
- (2) 外出時は、マスクを着用する。  
    ※熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断し、やむを得ずマスクを外す場合は、人との距離を十分とるように指導する。  
    自転車での移動時はマスクを外しても良いが、感染予防には十分気を付ける。
- (3) 帰宅後の手洗いを確実にを行う。  
    ※帰宅後は30秒程度かけて水と石けんで手を洗う。
- (4) 全地域不要不急の外出を控え、宮崎市、西都児湯、高鍋への往来は自粛。  
    (期間：今週中 7月27日～8月1日)

### 2 課外授業での登下校および授業中の対策

- (1) 課外は予定通り実施するが、宮崎市、児湯西都からの通学生は自宅待機とします。(後期課外については、全員参加とします。)
- (2) 家庭と連携した検温及び健康管理チェック表を活用した健康管理の実施。
- (3) 登下校では、症状がなくてもマスクを着用する。  
    自転車での移動時はマスクを外しても良いが、校内駐輪場でマスク着用。
- (4) 校内では、症状がなくてもマスクを着用。
- (5) 教室の換気をこまめに行う。(教室の対角線側の窓を開け換気)  
    ※休み時間以外に、授業中も定期的に行う。
- (6) 毎時間の授業開始時に健康観察を行う。  
    ※教科担任が生徒の健康観察を行い、授業を開始する。
- (6) 水分補給をこまめに摂り熱中症に注意する。

## 2 寮生の帰省について

(1) 今週（7月27日～8月1日）の帰省については控え、その後の帰省については、保護者、本人が希望する場合は許可するものとする。  
ただし、今後の感染の拡大状況で帰寮ができないことが発生する可能性等のリスクや感染予防等の理由で、帰省せず寮に残ることを希望する場合は寮で対応。

### (2) 帰省した場合

①健康管理チェック表への記録と週に一度の担任への連絡。（厳守）  
（体調および帰省先の感染状況等の連絡）

※発熱や風邪症状などの症状が出た場合は、「帰国者・接触者相談センター」等への相談をし、確実に担任への連絡をすること。

### ②帰省の方法

保護者送迎での帰省を基本とします。

飛行機利用の場合は、空港からはできるだけ保護者送迎をお願いします。

### ③帰寮について

ア) 帰寮2週間前からの検温を含めた、健康管理チェックを確実に実施。

イ) 保護者送迎での帰寮を基本とします。

感染者が発生している地域からの帰寮者は、帰省の仕方に制限を設ける場合があります。

状況によっては、帰寮できない場合があります。（担任より連絡）

ウ) 飛行機利用での帰寮では、宮崎空港に到着後、衣服を着替え、手洗いまたは手指消毒を実施後、公共交通機関などを利用し、寮に戻ることを原則とします。

エ) **8月18日（火）に状況判断**をし、保護者へ連絡の必要がある場合は連絡します。（担任より）

※課外があるクラスは早めに連絡します。

## 3 部活動等での対策

(1) 部活動を除く、不要不急の活動等については極力控える。

※実施する場合は感染防止対策を徹底し、長時間の活動は行わない。

(2) 部活開始前には、健康観察を行う。※部顧問が健康観察を行う。

(3) 宿泊を伴う合宿・練習試合等は自粛。

（状況により、県内においては8月より自粛緩和予定でしたが延期します。）

(4) 県外チームとの交流・往来については当分の間自粛とします。

(5) 宮崎市、西都児湯からの通学生は7月27日～8月1日まで参加自粛。

（感染の状況より変更もあります。）